

令和7年第1回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和7年3月5日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 1 6 号	木製机・椅子の売買契約の締結について	1
議案第 1 7 号	令和 6 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 1 9 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 6 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 2 号	令和 6 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 3 号	令和 6 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 4 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 5 号	令和 6 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 6 号	令和 6 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 7 号	令和 6 年度四万十町下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 8 号	第 3 期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について	3
議案第 2 9 号	四万十町農業支援住宅条例について	5
議案第 3 0 号	四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について	7
議案第 3 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	8
議案第 3 2 号	四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 3 3 号	四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 3 4 号	四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 3 5 号	四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について	19
議案第 3 6 号	四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について	20
議案第 3 7 号	四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例について	23
議案第 3 8 号	四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について	26
議案第 3 9 号	四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について	33
議案第 4 0 号	四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	42

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第４１号	四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	58
議案第４２号	四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	80
議案第４３号	四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について	81
議案第４４号	四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について	87
議案第４５号	四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について	88
議案第４６号	四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について	91
議案第４７号	四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について	93
議案第４８号	令和７年度四万十町一般会計予算	別冊
議案第４９号	令和７年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第５０号	令和７年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算	別冊
議案第５１号	令和７年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算	別冊
議案第５２号	令和７年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算	別冊
議案第５３号	令和７年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第５４号	令和７年度四万十町介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第５５号	令和７年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算	別冊
議案第５６号	令和７年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算	別冊
議案第５７号	令和７年度四万十町水道事業会計予算	別冊
議案第５８号	令和７年度四万十町下水道事業会計予算	別冊

■議案第16号 木製机・椅子の売買契約の締結について

【要旨】

四万十町立小中学校の児童生徒に木のぬくもりと安らぎのある快適な教育環境を提供するため、町産のヒノキ間伐材を利用した木製可動式机・学童椅子を令和7年度用に購入することとしています。

本議案は、木製可動式机・学童椅子の購入に当たり、下記事業者と随意契約による売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和6年度木製可動式机・椅子の整備に係る売買契約
契 約 金 額	7,069,095 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 642,645 円）
契約の相手方	高知市小倉町2番8号 高知県木製品工業連合協同組合 代表理事 江西 由紀
納 入 場 所	四万十町立小中学校 地内
購 入 物 品	木製可動式机・学童椅子 105 組 学童椅子のみ 11 脚

【随意契約理由】

昨年度まで四万十町森林組合から購入していた木製可動式机・学童椅子は、JAS規格等の安全基準を満たし、傷の付きにくい特殊塗料を机の天板に使用していましたが、令和6年3月の大正集成材工場閉鎖に伴い、購入することができなくなりました。

同品質のものを引き続き小中学校に提供するため、大量発注に対応でき、加工所・配送業者と連携体制のある業者を確認したところ、県内には「高知県木製品工業連合協同組合」しかなかったため、同業者を相手方として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とします。

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方自治法 抜粋

(契約の締結)

第234条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 (略)

地方自治法施行令 抜粋

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)～(9) (略)

2～4 (略)

■議案第28号 第3期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について

【要旨】

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく業務を円滑に実施するために策定した第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の計画期間満了に伴い、新たに第3期の計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の位置付け】

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法（平成15年外法律第120号）第8条第1項の規定による市町村行動計画として策定します。

【計画期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

【提案までの経過】

町民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望についてのアンケート調査を実施し、本町における教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出して計画案を取りまとめました。

その後、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する四万十町子ども・子育て会議での審議を行い、本年2月に意見公募手続が完了しています。

【計画の概要】

1. 本町の目指す姿

これまでの計画の目指す方向と第2次四万十町総合振興計画による目指すまちの将来像を踏まえ、「まちの将来を担う人を育むまち」を目指す姿とします。

2. 基本目標

目指す姿の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) 子育てを支える地域づくり

働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した町民が利用しやすい教育・保育サービスの充実を図ります。

(2) 安心して生み育てることのできる環境づくり

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・確保など、母子保健の充実に努めます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

(4) 配慮が必要な家庭や児童への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、ヤングケアラー、虐待等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

(5) 安心して暮らすことのできる地域づくり

安心して子育てできるよう、子どもや子育て家庭等に配慮した生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場の管理、安全なまちづくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 次世代育成支援行動計画

(5)～(9) (略)

【参考法令】

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～10 (略)

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2～8 (略)

■議案第29号 四万十町農業支援住宅条例について

【要旨】

本町では、平成 29 年度に「四万十町農家住宅基本構想」を作成しており、その一つである松葉川地域においては、農地の基盤整備事業の実施を契機に、地域農業の将来について住民の意識が高まり、米奥地区において集落営農組織の法人化や地域営農の担い手の確保対策等について協議してきました。その中でも移住定住者を含めた住宅等の環境整備も必要との観点から、事業の工程において一部非農用地を確保し農業支援住宅の建築を進め、地域活性化及び地域農業の維持発展を図る活動を推進してきました。

現在は、基盤整備事業が完了し、引き続き農業支援住宅木造平屋建て3棟3戸の整備を進めているところです。なお、当地区では既に集落営農法人を設立し、農地の集積・集約化を図りつつ地域農業の維持発展に努めています。

本条例は、当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、農業支援住宅の設置及び管理に関する事項について定めるものです。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【施設の概要】

名 称	米奥団地			
建設年度	令和 6 年度			
構 造	木造平屋建			
設置場所等	棟	床面積	設置場所	間取り
	1 号	62.09 m ²	四万十町米奥 1983 番地 4	2 L D K
	2 号	93.13 m ²	四万十町米奥 1983 番地 6	3 L D K
	3 号	93.19 m ²	四万十町米奥 1983 番地 7	3 L D K

【現在の状況】



【根拠法令】

地方自治法 （抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

■議案第30号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町の教職員住宅のうち、四万十町大正地区にある2棟3戸については、老朽化が進み、今後も入居者が見込めないことから令和7年度に取壊しを予定しているため、条例を改正するものです。

【改正の内容】

別表大正中教員住宅5の項から大正中教員住宅6－2の項までを削除します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

改正後						改正前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)	名称	建設年度	構造種別	建築面積(m ²)	設置場所	家賃月額(円)
(略)						(略)					
大正中教員住宅3	平成18年	木造二階建て	62	四万十町大正307番地2	16,000	大正中教員住宅3	平成18年	木造二階建て	62	四万十町大正307番地2	16,000
大奈路小教員住宅1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地3	15,000	<u>大正中教員住宅5</u>	<u>昭和43年</u>	<u>木造平屋建て</u>	<u>45</u>	<u>四万十町大正246番地22</u>	<u>5,000</u>
大奈路小教員住宅2	昭和55年	木造平屋建て	60	四万十町大正大奈路101番地2	11,000	<u>大正中教員住宅6－1</u>	<u>昭和53年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>58</u>	<u>四万十町大正467番地7</u>	<u>9,000</u>
大奈路中教員住宅2－1	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地7	14,000	<u>大正中教員住宅6－2</u>	<u>昭和53年</u>	<u>木造二階建て</u>	<u>58</u>	<u>四万十町大正467番地7</u>	<u>5,000</u>
大奈路中教員住宅2－2	平成7年	木造二階建て	42	四万十町西ノ川85番地7	14,000	大奈路小教員住宅1	昭和57年	木造平屋建て	61	四万十町西ノ川149番地3	15,000
(略)						(略)					

■議案第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【要旨】

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）において、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることとなったため、関係条例の一部を改正するものです。

【改正の内容】

1. 四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年四万十町条例第1号）
附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。
2. 四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十町条例第2号）
第15条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。
3. 四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成18年四万十町条例第23号）
第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。
4. 四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）
第32条第3号及び第4号並びに第33条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第33条第1項第5項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和7年6月1日

【根拠法令】

刑法（明治40年法律第45号）（改正後）抜粋

（刑の種類）

第9条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（拘禁刑）

第12条 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下とする。

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年四万十町条例第1号 附則 (四万十町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) (1)・(2) (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 (略)	○四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例 令和5年四万十町条例第1号 附則 (四万十町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 (略) (1)・(2) (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5・6 (略)
改正後	改正前
○四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例 令和5年3月16日条例第2号	○四万十町情報公開・個人情報保護審査会条例 令和5年3月16日条例第2号

改正後	改正前
(罰則) 第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第15条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

改正後	改正前
○四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 平成18年3月20日条例第23号 (失職の例外) 第15条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失により犯したもののについては、情状により特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。 2 (略)	○四万十町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 平成18年3月20日条例第23号 (失職の例外) 第15条 任命権者は、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失により犯したもののについては、情状により特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。 2 (略)

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 第32条 (略) (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁</u>	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 第32条 (略) (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u>

改正後	改正前
刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第33条 (略) (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)	以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第33条 (略) (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮⁷以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略)

■議案第32号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるため条例を改正するものです。

【改正内容】

1. 時間外勤務の制限の範囲の拡大（条例第11条）

時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大します。

改正後	改正前
小学校就学の始期に達するまでの子のある職員	3歳に満たない子のある職員

2. 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第19条の3及び第19条の4）

介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等の規定を追加します。

- ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- ・職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供
- ・職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成18年3月20日条例第29号	○四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成18年3月20日条例第29号
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条第2項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 (略)	3 (略)
4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）に於いて常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深</u>	4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）に於いて常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、当該子を養育するまでの子の</u>

改正後	改正前
夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5（略） （介護休暇） 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3（略）	ところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5（略） （介護休暇） 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3（略）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>	新設

改正後	改正前
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	新設

■議案第33号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため条例を改正するものです。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

【根拠法令】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正後
抜粋

第 61 条の 2 (略)

2 ～19 (略)

20 地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあつては、第 23 条第 3 項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第 22 項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

■議案第34号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校における保健・安全管理に携わる学校薬剤師を、町内の小中学校にそれぞれ委嘱しています。

これまで学校薬剤師の報酬額は「薬剤師につき年額24,000円」としていましたが、近年学校薬剤師の不足により、個々が受け持つ学校数が増加し、報酬に不均衡が生じています。この不均衡を是正するため、学校薬剤師の報酬額を「1校につき年額12,000円」に改正するものです。

【改正内容】

本条例の別表に規定している学校薬剤師（嘱託薬剤師）の報酬額を次のとおり変更します。

変更前	薬剤師につき年額24,000円
変更後	1校につき年額12,000円

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬剤師(嘱託薬剤師)	1校につき 年額 <u>12,000円</u>	学校薬剤師(嘱託薬剤師)	薬剤師につき 年額 <u>24,000円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

【参考法令】

学校保健安全法 抜粋

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)
第23条 (略)
2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
3～5 (略)

■議案第35号 四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地域的な連帯感に基づく町民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、町民会館（コミュニティセンター）を設置しています。

松葉川地区において建設を進めてきた基幹集落センター工事の完了に伴い、当該施設を同様の位置付けとし、地域全体のコミュニティ活動の推進を図ります。

【改正の内容】

本条例に松葉川コミュニティセンターを位置付けし、利用施設区分に会議室を加えます。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 町民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 町民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
(略)			(略)		
四万十町志和コミュニティセンター		四万十町志和442番地1	四万十町志和コミュニティセンター		四万十町志和442番地1
<u>四万十町松葉川コミュニティセンター</u>		<u>四万十町作屋489番地6</u>			
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
施設の区分	基本使用料 （4時間につき）	延長使用料 （1時間につき）	施設の区分	基本使用料 （4時間につき）	延長使用料 （1時間につき）
(略)			(略)		
談話室	600円	150円	談話室	600円	150円
<u>会議室</u>	<u>600円</u>	<u>150円</u>	(略)		
(略)					

■議案第36号 四万十町集会所等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町秋丸 373 番地 1 に整備している秋丸集会所及び四万十町野地 346 番地イに整備している野地集会所は、それぞれ平成6年度、平成8年度に建設した集会所です。

このたび秋丸集落及び野地集落へ譲与する協議が整ったことから、四万十町集会所等条例より当該集会所を削除するものです。

【施設概要】

〔秋丸集会所〕

平成 7 年 3 月 31 日建築 木造平屋建 89.43 m²

〔野地集会所〕

平成 9 年 3 月 31 日建築 木造平屋建 39.16 m²

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町集会所等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第7条関係）					別表第1（第2条、第7条関係）				
名称	位置	利用時間	所管課		名称	位置	利用時間	所管課	
(略)					(略)				
四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地5	午前8時30分から午後10時まで	町民課		四万十町興津中央集会所	四万十町興津2092番地5	午前8時30分から午後10時まで	町民課	
四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地5	午前8時30分から午後10時まで	大正地域振興局地域振興課		<u>四万十町秋丸集会所</u>	<u>四万十町秋丸373番地1</u>	<u>午前8時30分から午後10時まで</u>	<u>企画課</u>	
(略)					<u>四万十町野地集会所施設</u>	<u>四万十町野地346番地イ</u>	<u>午前8時30分から午後10時まで</u>	<u>企画課</u>	
					四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地5	午前8時30分から午後10時まで	大正地域振興局地域振興課	
(略)					(略)				

別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
1（略）		1（略）	
2	<u>四万十町秋丸集会所</u>	2	<u>四万十町秋丸集会所</u>

<u>利用区分</u>	<u>利用料金</u>	<u>金額</u>
<u>普通利用</u>		<u>2,860円</u>
<u>特別利用</u>		<u>9,530円</u>

改正後	改正前									
2 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略) 3 四万十町江師生活改善センター (略) 4 四万十町小野農業構造改善センター (略) 5 四万十町和東部地区交流センター (略) 6 四万十町和川口集会所 (略) 7 四万十町昭和基幹集落センター (略) 8 その他の集会所 (略)	3 四万十町野地集会施設 <table><tr><th>利用区分</th><th>利用料金</th><th>金額</th></tr><tr><td>普通利用</td><td></td><td>4,770円</td></tr><tr><td>特別利用</td><td></td><td>9,530円</td></tr></table> 4 四万十町大正北ノ川多目的集会所 (略) 5 四万十町江師生活改善センター (略) 6 四万十町小野農業構造改善センター (略) 7 四万十町和東部地区交流センター (略) 8 四万十町和川口集会所 (略) 9 四万十町昭和基幹集落センター (略) 10 その他の集会所 (略)	利用区分	利用料金	金額	普通利用		4,770円	特別利用		9,530円
利用区分	利用料金	金額								
普通利用		4,770円								
特別利用		9,530円								

■議案第37号 四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正するについて

【要旨】

興津青少年旅行村は、青少年が都市で接することのできない良好な自然に接触し、豊かな情操を育むとともに、レクリエーション活動を通じて心身の健全な育成を図り、また各地から集まる青少年が指導者の下に規律ある生活や協調の精神を体得することを目的に設置したものです。

当該施設は、(一社)四万十町観光協会を指定管理者として施設の管理及び運営を行っていますが、物価の高騰により維持管理費の増加を根拠とした指定管理者の申し出により協議した結果、興津青少年旅行村の利用料金の改定を行うものです。

【改正内容】

- ① 1泊につき一般2,700円、小中学生等2,300円、海の家(個室)、ログハウスについては、4人まで14,000円(1人増すごとに2,000円増)に改定します。
- ② 休憩(3時間以内)の受け入れを行っていますが、人員が限られる中で清掃等の手間が生じるなど対応が難しいため削除します。
- ③ テント(1泊)の貸与料を2,000円に改定します。飯ごう、電灯については、物品の破損等により廃棄したため削除します。
- ④ キャンプサイト(1泊)の利用料を2,500円とし、1区画の横幅が7mを超える場合は50%増しに改定します。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町興津青少年旅行村条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○四万十町興津青少年旅行村条例 平成18年3月20日条例第139号 別表第2（第8条関係） 1 宿泊（1泊につき）		○四万十町興津青少年旅行村条例 平成18年3月20日条例第139号 別表第2（第8条関係） 1 宿泊（1泊につき）	
区分	一般	小中学生等	単位
海の家	大広間	2,300円	1人
個室		14,000円	1室（定員4人）
中央管理棟	2,700円	2,300円	1人
ログハウス	4人まで14,000円	1棟（1人増すごとに2,000円増）	
備考		備考	
1 一般とは、小中学生等及び未就学児以外の者をいう。		備考 未就学児は無料とする。	
2 小中学生等とは、小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。		2 休憩（3時間以内）	
3 未就学児（学齢に達しない者をいう。）は、無料とする。		区分	中学生以下
2 貸与料		海の家	大広間
区分	金額	580円	390円
テント（1泊）	2,000円	中央管理棟	580円
3 利用料		ログハウス	3,050円
区分	金額	備考	
キャンプサイト（1泊）	2,500円	1. 超過1時間増すごとに、利用料金を3で除した額を加算するものと とする。（10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる ものとする。）	
温水シャワー	100円	2. 未就学児は無料とする。	
備考 1 区画の横幅が7mを超える場合は50%増		3 貸与料	
区分	金額	区分	金額
			単位

改正後	改正前												
	<table><tr><td>テント</td><td></td><td>3,810円</td><td>1 張り</td></tr><tr><td><u>飯ごう</u></td><td></td><td><u>190円</u></td><td><u>1 個</u></td></tr><tr><td><u>電灯</u></td><td></td><td><u>290円</u></td><td><u>1 個</u></td></tr></table>	テント		3,810円	1 張り	<u>飯ごう</u>		<u>190円</u>	<u>1 個</u>	<u>電灯</u>		<u>290円</u>	<u>1 個</u>
テント		3,810円	1 張り										
<u>飯ごう</u>		<u>190円</u>	<u>1 個</u>										
<u>電灯</u>		<u>290円</u>	<u>1 個</u>										
	<u>4 持込料金</u> <table><tr><td>区分</td><td>金額</td><td>単位</td></tr><tr><td>テント</td><td><u>1,910円</u></td><td>1 区画</td></tr></table> 備考 1 区画の横幅が 7 m を超える場合は<u>960円増</u>	区分	金額	単位	テント	<u>1,910円</u>	1 区画						
区分	金額	単位											
テント	<u>1,910円</u>	1 区画											
	<u>5 使用料</u> <table><tr><td>区分</td><td>金額</td><td>単位</td></tr><tr><td>温水シャワー</td><td>100円</td><td>1 回</td></tr></table>	区分	金額	単位	温水シャワー	100円	1 回						
区分	金額	単位											
温水シャワー	100円	1 回											

■議案第38号 四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町ホビー館は、交流人口の促進による地域の活性化を図り、本町の観光拠点として地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的として設置したものです。

当該施設は、株式会社奇想天外が指定管理者として施設の管理及び運営を行っていますが、物価の高騰により維持管理費の増加を根拠とした指定管理者の申し出により協議した結果、ホビー館の入館料の改定を行うものです。

【主な改正内容】

入館料の見直しを行います。

関連条項の改正及び字句の修正等を行います。

〔改正前入館料〕

区分		入館料（1人1回につき）	
		個人	団体
本館	<u>大人（高校生以上）</u>	<u>770円</u>	<u>690円</u>
	<u>小人（小中学生）</u>	<u>390円</u>	<u>350円</u>
	未就学児	無料	
企画展	<u>大人（高校生以上）</u>	町長がその都度定める額	
	<u>小人（小中学生）</u>		
	未就学児		

〔改正後入館料〕

区分		入館料（1人1回につき）	
		個人	団体
本館	<u>一般</u>	<u>1,000円</u>	<u>900円</u>
	<u>小中学生等</u>	<u>500円</u>	<u>450円</u>
	未就学児	無料	
企画展	<u>一般</u>	町長がその都度定める額	
	<u>小中学生等</u>		
	未就学児	<u>無料</u>	

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(施設の種類) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>新館</u> (4) <u>交流広場</u> (5) <u>ふれあい市広場</u> (業務) 第4条 ホビー館は、次の業務を行う。 (1) 造形物及び造形物に関する資料等（以下「フィギュア等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。 (2)・(3) (略) (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要業務 (指定管理者が<u>行う</u>業務の範囲) 第5条 (略) 2 (略) 3 指定管理者が行う業務の範囲は、前条に掲げるとおとする。	(施設の種類) 第3条 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>交流広場</u> (4) <u>ふれあい市広場</u> (5) <u>その他</u> (業務) 第4条 ホビー館は、次の業務を行う。 (1) 造形物及び造形物に関する資料等（以下「フィギュア等」という。）の<u>資料</u>の収集、保管及び展示に関すること。 (2)・(3) (略) (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要業務 (指定管理者が<u>行なう</u>業務の範囲) 第5条 (略) 2 (略) 3 指定管理者が行う業務の範囲は、前条に掲げるとおとする。<u>ただし、町長のみの権限に属する業務は除く。</u> <u>4 指定管理者は、ホビー館の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。</u> <u>(1) 法令、条例、規則その他町長の定める事項</u> <u>(2) 前項に掲げる業務の実施に伴い、取得した個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(3) 前項に掲げる業務に従事している者は、当該施設の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了した後又は従事者がその職を</u>

改正後	改正前
4 第1項の規定によりホビー館の管理を指定管理者に行わせる場合の第8条から第16条までの規定の適用については、第8条中「入館料」とあるもの並びに第11条中「使用料」とあるもの並びに第14条及び第15条中「入館料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第1項、第9条から第11条まで及び第13条から第16条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項及び第11条第2項中「町長が規則で定める額」とあるのは「あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額」とし、指定管理者の収入」と読み替えるものとする。 (休館日)	退いた後においても同様とする。 (4) 指定管理者の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 5 第8条から第10条、第12条から第15条及び別表1の規定は、前項の規定に基づき指定管理者にホビー館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 (休館日)
第6条 ホビー館の休館日は、<u>火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>に当たるときは、<u>その日後において、その日に最も近い休日でない日</u>）とする。 2 (略) (入館料)	第6条 ホビー館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u> <u>火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>に当たるときは、<u>その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。</u> 2 (略) (入館料の納付)
第8条 ホビー館が展示するフィギュア等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、<u>入館料を町長に納付</u>しなければならない。 2 <u>入館料は、別表1に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額</u>に規定する額とする。 (施設の使用の許可)	第8条 ホビー館が展示するフィギュア等を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、<u>別表1に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を切り捨てた金額）を入館料として町長に納付</u>しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、<u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者又は町長が別に定める者が取り扱う観覧については、前項に規定する入館料（団体の場合にあつては、その合計額）の9割に相当する金額とする。</u> (施設の利用の許可等)

改正後	改正前
第10条 第3条第3号及び第4号に規定する施設を<u>使用</u>しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の<u>使用</u>を許可しないものとする。 (1) <u>使用</u>の目的がホビー館の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたととき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設を<u>使用</u>させることが不適当であると認めたととき。 <u>(使用料)</u> 第11条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を町長に納付しなければならない。 2 使用料は、別表2に定める基準額に、消費税額と、消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額の範囲内において、町長が規則で定める額とする。 （権利の譲渡等の禁止） 第12条 <u>使用者</u>は、施設の<u>使用</u>の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （<u>使用</u>の許可の取消し等） 第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の<u>使用</u>の許可を取り消し、<u>使用</u>を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。 (1) <u>使用者</u>がこの条例の規定に違反したとき。	第10条 第3条第3号及び第4号に規定する施設を<u>利用</u>しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の<u>利用</u>を許可しないものとする。 (1) <u>利用</u>の目的がホビー館の設置の目的に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたととき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設を<u>利用</u>させることが不適当であると認めたととき。 3 施設の<u>利用</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表2に定める額に、消費税額（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を利用料として町長に納付しなければならない。 （権利の譲渡等の禁止） 第11条 <u>利用者</u>は、施設の<u>利用</u>の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （<u>利用</u>の許可の取消し等） 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の<u>利用</u>の許可を取り消し、<u>利用</u>を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。 (1) <u>利用者</u>がこの条例の規定に違反したとき。

改正後		改正前																						
(2) <u>使用者</u>が<u>使用</u>の許可の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 2 前項の場合において、<u>使用者</u>に損害が生じても、町は、賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が町長の都合によるときは、この限りでない。 (入館料等の減免) <u>第14条</u> 町長は、特に必要があると認めるときは、入館料及び<u>使用料</u>を減免することができる。 (入館料等の返還) <u>第15条</u> 既に納付された入館料及び<u>使用料</u>は、返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (損害賠償の義務) <u>第16条</u> 観覧者及び<u>使用者</u>は、故意又は過失によりホビー館の施設、フィギュア等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を町長の認定に基づき賠償しなければならない。 (委任) <u>第17条</u> (略)	別表 1 (第8条関係)	<u>基準額</u> (1人1回につき)																						
		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">個人</th><th>団体</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体</th><th>団体</th></tr><tr><td rowspan="3">本館</td><td><u>一般</u></td><td><u>1,000円</u></td><td><u>900円</u></td></tr><tr><td><u>小中学生等</u></td><td><u>500円</u></td><td><u>450円</u></td></tr><tr><td>未就学児</td><td colspan="2">無料</td></tr><tr><td>企画展</td><td><u>一般</u></td><td colspan="2">町長がその都度定める額</td></tr></table>		区分	個人		団体	個人	団体	団体	本館	<u>一般</u>	<u>1,000円</u>	<u>900円</u>	<u>小中学生等</u>	<u>500円</u>	<u>450円</u>	未就学児	無料		企画展	<u>一般</u>	町長がその都度定める額	
		区分	個人		団体																			
			個人	団体	団体																			
		本館	<u>一般</u>	<u>1,000円</u>	<u>900円</u>																			
<u>小中学生等</u>	<u>500円</u>		<u>450円</u>																					
未就学児	無料																							
企画展	<u>一般</u>	町長がその都度定める額																						
<u>基準額</u> (1人1回につき)																								
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">個人</th><th>団体</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体</th><th>団体</th></tr><tr><td rowspan="3">本館</td><td><u>大人 (高校生以上)</u></td><td><u>770円</u></td><td><u>690円</u></td></tr><tr><td><u>小人 (小中学生)</u></td><td><u>390円</u></td><td><u>350円</u></td></tr><tr><td>未就学児</td><td colspan="2">無料</td></tr><tr><td>企画展</td><td><u>大人 (高校生以上)</u></td><td colspan="2">町長がその都度定める額</td></tr></table>		区分	個人		団体	個人	団体	団体	本館	<u>大人 (高校生以上)</u>	<u>770円</u>	<u>690円</u>	<u>小人 (小中学生)</u>	<u>390円</u>	<u>350円</u>	未就学児	無料		企画展	<u>大人 (高校生以上)</u>	町長がその都度定める額			
区分	個人		団体																					
	個人	団体	団体																					
本館	<u>大人 (高校生以上)</u>	<u>770円</u>	<u>690円</u>																					
	<u>小人 (小中学生)</u>	<u>390円</u>	<u>350円</u>																					
	未就学児	無料																						
企画展	<u>大人 (高校生以上)</u>	町長がその都度定める額																						
別表 1 (第8条関係)																								

改正後				改正前				
	<u>小中学生等</u>		<u>無料</u>		<u>小人（小中学生）</u>			
	未就学児				未就学児			
備考				備考				
1 団体とは、20人以上をいう。				1 団体とは、20人以上をいう。				
2 <u>一般とは、小中学生等及び未就学児以外</u> の者をいう。				2 <u>大人とは、16歳以上及び高校生以上</u> の者をいう。				
3 <u>小中学生等</u> とは、小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。				3 <u>小人</u> とは、小学校、中学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。				
4 未就学児とは、学齢に達しない者をいう。				4 未就学児とは、学齢に達しない者をいう。				
5 <u>障害者手帳の交付を受けている者</u> は、半額とする。				5 <u>身体障害者手帳、障害者手帳又は療育手帳を所持する者</u> は、 <u>上記金額の半額</u> とする。				
6 <u>療育手帳、1種認定の身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> の介護者は、1人に限り半額とする。				6 <u>1種認定の身体障害者手帳、障害者手帳及び療育手帳を所持する者</u> の介護者は、1人に限り半額とする。				
7 高知県内の学校等が教育活動に利用する場合は、団体の <u>基準額</u> とする。				7 高知県内の学校等が教育活動に利用する場合は、団体の <u>入館料</u> とする。				
8 長寿手帳の <u>交付を受けている者</u> は、団体の <u>基準額</u> とする。				8 長寿手帳を <u>所持する者</u> は、団体の <u>入館料</u> とする。				
別表2（ <u>第11条</u> 関係）				別表2（ <u>第10条</u> 関係）				
	区分	単位	<u>基準額</u>		区分	単位	<u>基本利用料</u>	
			平日	土・日・休日			平日	土・日・休日
	交流広場	1区画	1,910円	2,860円	交流広場	1区画	1,910円	2,860円
	ふれあい市広場	1区画	1,910円	2,860円	ふれあい市広場	1区画	1,910円	2,860円
備考				備考				
1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する				1 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する				

改正後	改正前
休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。 2 <u>基準額</u>は、1日（午前8時から午後8時まで）当たりとする。ただし、<u>使用時間</u>（専ら<u>使用者</u>の本来の<u>使用目的</u>に<u>使用</u>する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。）が4時間以内の場合は、<u>基準額</u>の70%に相当する額とする。 3 展示販売行為等営利を目的として<u>使用</u>する場合は、<u>基準額</u>の150%に相当する額とする。 4 この表に定めのない附属設備の<u>使用</u>及び電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合の<u>特別加算額</u>は、町長が定める。	休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。 2 <u>基本利用料</u>は、1日（午前8時から午後8時まで）当たりの<u>利用料</u>とする。ただし、<u>利用時間</u>（専ら<u>利用者</u>の本来の<u>利用目的</u>に<u>利用</u>する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。）が4時間以内の場合は、<u>利用料</u>は、<u>基本利用料</u>の70%に相当する額とする。 3 展示販売行為等営利を目的として<u>利用</u>する場合は、<u>利用料</u>は、<u>基本利用料</u>の150%に相当する額とする。 4 この表に定めのない附属設備の<u>利用料</u>及び電気機器の持込使用により通常以上の電力を消費する場合の<u>特別加算利用料</u>は、町長が定める。

■議案第39号 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和6年3月に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）が公布されました。

水道整備・管理行政が国土交通省に移管されることに併せて、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正が行われたこと等に伴い、四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条項を改正するものです。

【改正の主な内容】

布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格の要件を変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠条例】

水道法（昭和32年法律第177号） 抜粋

（技術者による布設工事の監督）

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 （略）

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 平成24年12月20日条例第42号 (趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者（<u>1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	○四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 平成24年12月20日条例第42号 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>町水道事業に関し、</u>水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき<u>布設工事監督者（同項の業務を行う者をいう。以下同じ。）を配置する水道の布設工事を、同条第2項の規定に基づき布設工事監督者の資格を定めるとともに、法第19条第3項の規定に基づき水道技術管理者の資格を定めるものとする。</u> (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において<u>衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、</u>又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を<u>修めた後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改正後	改正前
<u>する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学 <u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校 <u>(次号において「短期大学等」という。)</u> において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)</u>、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校 <u>(次号において「高等学校等」という。)</u> において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) 10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 10年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (9) 外国の学校において、第1号から第6までに規定する過程に相当する過程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による<u>第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）</u>であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）	(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは<u>学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による<u>第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）</u>であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大	2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「 <u>簡易水道</u> 」という。）につ

改正後	改正前
給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）に係る前項の規定の適用については、<u>同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を</u>	いては、<u>前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経歴年数以上」とあるのは「最低経歴年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
を有する者（<u>5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）」とあるのは「<u>5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第8号中「<u>2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」と、同項第9号中「<u>最低経過年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必

改正後	改正前
(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校	<u>要な資格を有する者</u> (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後、同項第1号に規定する<u>規定する</u>学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従

改正後	改正前
定する学校の卒業生（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。</u>）については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経歴年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> 2 <u>簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「2年以上」とあるのは</u>	事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経歴年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の規定を修了した者</u> 2 簡易水道については、<u>前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経歴年数以上」とあるのは「最低経歴年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるも</u>

改正後	改正前
「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経歴年数以上」とあるのは「最低経歴年数の2分の1以上」と、<u>同項第7号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と</u>それぞれ読み替えるものとする。	のとする。

■議案第40号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国のこども未来戦略における加速化プランの一つとして行われた保育士等の配置基準の改善に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準も改善されています。

また、栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができませんでしたが、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等において、児童発達支援センター等の運営等に関する要件として栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとされました。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行日から10年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和6年度末に到来することなどから、本条例の参酌すべき基準とされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 連携施設経過措置の延長（附則第3条関係）

連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を条例施行日から15年を経過する日とします。

2. 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第7条第2・3項関係）

保育内容支援に係る連携施設については、次のとおりとします。

（ア） 保育内容支援に係る連携施設について、町長が、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができることとします。

① 家庭的保育事業者等と（イ）の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② （イ）の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（イ） （ア）の場合において、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととします。

3. 代替保育に係る連携施設の見直し（第7条第4・5項関係）

代替保育に係る連携施設については、現行条例の第7条第2項及び第3項に基づき連携施設を確保しないことができます。一方、同条第3項に定める「連携協力を行う者」の確保が困難である実情を踏まえ、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとします。

4. 栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加します。（第17条関係）

5. 小規模保育事業及び事業所内保育事業において従事する保育士及び保育従事者の配置基準を改めます。（第30条、第32条、第45条及び第47条関係）

区分	改正後	改正前
満3歳児	おおむね15人につき1人	おおむね20人につき1人
満4歳以上児	おおむね25人につき1人	おおむね30人につき1人

※保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、改正後の配置基準は適用せず、改正前の配置基準によることとする経過措置を設けます。

6. 字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和7年4月1日

【補足】

現在、本町には特定地域型保育事業者（町長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業者をいいます。）の該当はありません。

【根拠法令】

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）抜粋

（設備及び運営の基準）

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

（2） 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

3 （略）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 抜粋

（保育所等との連携）

第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第 7 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。
 - イ 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 市町村長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 6 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市町村長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）又は特区法第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は特区法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は特区法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第 44 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければな

らない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはいできない。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（職員）

第 47 条 事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第 3 条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第4条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～4 (略)	第1条～第4条 (略) (家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 (略) 2～4 (略)
5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第1項第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>第7条第2号</u>、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
6 (略) 第6条 (略) (保育所等との連携)	6 (略) 第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項、<u>第5項及び第6項</u>、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であ	第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び<u>第5項</u>、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が

改正後	改正前
ると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受けて教育又は保育を提供すること。 2. <u>町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じ</u>	認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行うこと。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>ないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事</u>	<u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又</u>

改正後	改正前
業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6・7</u> (略) 第8条～第16条 (略)	は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4・5</u> (略) 第8条～第18条 (略)
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第18条 (略)	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第18条 (略)

改正後	改正前
(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>並びに</u>利用に当たったての留意事項 (8)～(11) (略) (家庭的保育事業所等に備える帳簿) 第20条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の<u>各号の</u>いずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第29条 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	(家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) 家庭的保育事業等の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u>利用に当たったての留意事項 (8)～(11) (略) (家庭的保育事業所等に備える帳簿) 第20条～第23条 (略) (職員) 第24条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) 第25条～第29条 (略) (職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第31条 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第31条 (略) (職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所B型」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (以下この条において「保育従事者」という。) 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

改正後	改正前
(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第33条 (略) (設備の基準) 第34条 小規模保育事業C型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所C型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室及び<u>屋外遊戯場</u>の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) 第35条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第33条 (略) (設備の基準) 第34条 小規模保育事業C型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所C型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 保育室又は遊戯室及び<u>屋外遊技場</u>の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) 第35条～第44条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

改正後	改正前
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （連携施設に関する特例） 第46条（略） 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第7条第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 第47条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 （連携施設に関する特例） 第46条（略） 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 第47条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保

改正後	改正前
育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条・第50条 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除	育事業所」という。) には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 第49条・第50条 (略) 附 則 第1条・第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除

改正後	改正前
く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 (略)	く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条 (略)

■議案第41号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国が掲げる「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされており、新たな情報通信技術の導入に円滑に対応できるよう見直しを行うこと、また、標識等について書面の掲示等を義務付けている規制については、当該掲示に加えて、その内容をインターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うことなどの方針が示されています。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行日から10年を経過する日までの間における経過措置の期限が令和6年度末に到来します。

これらを受けて、本条例の参酌すべき基準とされている国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 掲示等義務付け規制の見直し（第24条関係）

保育所運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととします。

2. 連携施設経過措置の延長（附則第4条関係）

連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を条例施行日から15年を経過する日とします。

3. 保育内容支援に係る連携施設の見直し（第43条第2・3項関係）

保育内容支援に係る連携施設については、次のとおりとします。

（ア） 保育内容支援に係る連携施設について、町長が、特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の①②の要件の全てを満たすと認めるときには、確保しないことができることとします。

① 特定地域型保育事業者と（イ）の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② （イ）の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（イ） （ア）の場合において、特定地域型保育事業者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととします。

4. 代替保育に係る連携施設の見直し（第 43 条第 4・5 項関係）

代替保育に係る連携施設については、現行条例の第 43 条第 2 項及び第 3 項に基づき連携施設を確保しないことができます。一方、同条第 3 項に定める「連携協力を行う者」の確保が困難である実情を踏まえ、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるとします。

5. 字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【補足】

現在、本町には特定地域型保育事業者（町長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業者をいいます。）の該当はありません。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法 抜粋

（特定教育・保育施設の基準）

第 34 条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

（1）～（3） （略）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあつては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

（1） 特定教育・保育施設に係る利用定員（第 27 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。第 72 条第 1 項第 1 号において同じ。）

（2） 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4・5 （略）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 抜粋

(揭示等)

第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、第 37 条第 2 項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市町村長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第五項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であつて、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市町村長が認めること。
 - イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市町村長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 6 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市町村長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が

認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 9 事業所内保育事業（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満 3 歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満 3 歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 第 5 条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は事業者が受領することという。 (20)～(25) (略) 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第14条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 第7条～第12条 (略) (教育・保育の提供の記録) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) (略) (19) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の<u>規定</u>において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することという。 (20)～(25) (略) 第3条～第5条 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 第7条～第12条 (略) (教育・保育の提供の記録) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

改正後	改正前
(利用者負担額等の受領) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前各項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第15条～第19条 (略) (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容	(利用者負担額等の受領) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)～(4) (略) (5) <u>前4号</u>に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、<u>前4項</u>の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6 (略) 第15条～第19条 (略) (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第21条 特定教育・保育施設は、次の<u>各号</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容

改正後	改正前
(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間<u>並び</u> <u>に提供</u>を行わない日 (5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受 ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第5条第2項各号に定める小学校教育就学前子どもの区分ごと の利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項並<u>び</u> <u>に</u>利用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定す る選考方法を含む。） (8)～(11) (略) 第22条・第23条 (略) (<u>揭示等</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい 場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要 事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送</u> <u>信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求め</u> <u>に応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当す</u> <u>るものを除く。）により公衆の閲覧に供し</u>なければならない。 第25条～第32条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、<u>次に掲げ</u>る措置を講じなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第34条 (略)	(3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあ っては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、<u>提</u> <u>供</u>を行わない日 (5) 第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受 ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第5条第2項各号に定める小学校教育就学前子どもの区分ごと の利用定員 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利 用に当たっての留意事項（第7条第2項及び第3項に規定する選 考方法を含む。） (8)～(11) (略) 第22条・第23条 (略) (<u>揭示</u>) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい 場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要 事項を<u>揭示し</u>なければならない。 第25条～第32条 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応) 第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、<u>次の各号に定め</u>る措置を講じなければならない。 (1)～(3) (略) 2～4 (略) 第34条 (略)

改正後	改正前
(記録の整備) 第35条 (略) 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第13条の規定による特定教育・保育の<u>提供の記録</u> (3) 第20条の<u>規定</u>による市町村への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>第14条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 (略) 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す	(記録の整備) 第35条 (略) 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の<u>各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第13条の規定による特定教育・保育の記録 (3) 第20条に<u>規定</u>による市町村への通知に係る記録 (4)・(5) (略) (特別利用保育の基準) 第36条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>第13条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。 (特別利用教育の基準) 第37条 (略) 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

改正後	改正前
る場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	る場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、<u>第14条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、<u>第13条第2項</u>中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

改正後	改正前
(利用定員) 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては<u>1人以上5人以下</u>、小規模保育事業A型（四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第43条第3項において同じ。</u>）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項において同じ。</u>）及び小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては<u>6人以上19人以下</u>、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては<u>6人以上</u><u>10人以下</u>、居宅訪問型保育事業にあつては<u>1人</u>とする。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第47条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第43条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、<u>第43条</u>に規定する連携する連携施設の種類の、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 (略) 2 (略) 3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 (略)	(利用定員) 第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては、<u>1人以上5人以下とし</u>、小規模保育事業A型（四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第18号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、<u>6人以上19人以下とし</u>、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、<u>6人以上10人以下とし</u>、居宅訪問型保育事業にあつては、<u>1人</u>とする。 2 (略) (内容及び手続の説明及び同意) 第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第46条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第43条第1項</u>に規定する連携施設の種類の、名称、連携協力の概要、<u>第43条第1項</u>に規定する連携する連携施設の種類の、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第40条 (略) 2 (略) 3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項</u>の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 (略)

改正後	改正前
第41条・第42条 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「<u>保育内容支援</u>」という。）を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に</u>	第41条・第42条 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。</u> 4 <u>町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものという。</u>	2 <u>町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>

改正後	改正前
(1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略)	(1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略)
<u>6</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法附則第73条第1項</u>）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)	<u>4</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（<u>同法第73条第1項</u>）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>を優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)
<u>7</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)	<u>5</u> 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)
<u>8</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児	<u>6</u> 居宅訪問型保育事業を行う者は、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所

改正後	改正前
入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>9</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>10・11</u>（略） （利用者負担額等の受領） 第44条（略） 2～4（略） 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に對し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>同項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 第45条・第46条（略） （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 <u>7</u> 事業所内保育事業（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 <u>8・9</u>（略） （利用者負担額等の受領） 第44条（略） 2～4（略） 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に對し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>第4項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 第45条・第46条（略） （運営規程） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>次の各号</u>に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

改正後	改正前
(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間<u>並びに提供</u>を行わない日 (5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始<u>及び終了</u>に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 （略） 第49条 （略）	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、<u>提供</u>を行わない日 (5) 第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項<u>及び</u>利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。） (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等） 第48条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかねばならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 （略） 第49条 （略）

改正後	改正前
(記録の整備) 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第13条の規定による特定地域型保育の提供の記録 (3)～(5) (略) 第51条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特別利用地域型保育を</u>、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第15条及び第14条を除く。)、第18条から第24条まで及び第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同条第3号又は<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定による	(記録の整備) 第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 次条において準用する第13条の規定による特定地域型保育の記録 (3)～(5) (略) 第51条 (略) (特別利用地域型保育の基準) 第52条 (略) 2 (略) 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合

改正後	改正前
より特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用するよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数	にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用するよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>第2項から第4項まで</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第53条 (略) 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数

改正後	改正前
む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育</u>には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。	が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。
(電磁的記録等) 第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。	(電磁的記録等) 第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができている情報）が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

改正後	改正前
2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

改正後	改正前
3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第	3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2) ファイルへの記録の方法 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第

改正後	改正前
6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 第1条～第3条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 附 則 第1条～第3条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

■議案第42号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について

【要旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（定義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 （3） 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （4） 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （5） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （6）・（7） （略）	（定義） 第2条 （略） （1） （略） （2） 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （3） 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 （4） 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （5） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （6）・（7） （略）

■議案第43号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

家地川地域活性化拠点施設は、当初の計画において、主に1階の集落活動センター機能を有した部分を指定管理者による管理を行う施設として、また2階部分の簡易宿泊施設は開設から3年間、町が直営方式で管理運営を行い、その後指定管理施設へ移行を行うとしていました。

当初の計画からは1年遅れることとなりましたが、このたび、計画どおり2階を含めた施設全体を指定管理施設へ移行するため、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

指定管理者が行う業務に簡易宿泊施設の運営に関する業務を含め、また、それに伴い必要となる整理を行うものです。

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) 第3条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1) 拠点施設の<u>利用に関する事業</u> (2) 地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関する<u>事業</u> (3) 地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関する<u>事業</u> (4) 地域コミュニティの維持及び強化に関する<u>事業</u> (5) <u>簡易宿泊施設の運営に関する事業</u> (6) (略)	第1条・第2条 (略) 第3条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1) 拠点施設の<u>使用に関すること。</u> (2) 地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関する<u>こと。</u> (3) 地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関する<u>こと。</u> (4) 地域コミュニティの維持及び強化に関する<u>こと。</u> (5) (略)
(指定管理者による管理) 第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の<u>規定に基づき、法人その他の団体で町長が指定する者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 <u>2. 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、常に善良な管理者の注意をもって拠点施設を管理しなければならない。</u> (指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 (1) (略) (2) 拠点施設の<u>利用</u>の許可に関する業務 (3) (略) (4) 拠点施設の<u>利用</u>の取消し、停止又は制限に関する業務 (5)・(6) (略)	(指定管理者による管理) 第4条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に<u>規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 (1) (略) (2) 拠点施設の<u>使用</u>の許可に関する業務 (3) (略) (4) 拠点施設の<u>使用</u>の取消し、停止又は制限に関する業務 (5)・(6) (略)

改正後	改正前
<u>(利用)の許可</u> 第6条 拠点施設を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その<u>利用</u>について条件を付することができる。 <u>(利用)の不許可</u> 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき は、拠点施設の<u>利用</u>を許可しないものとする。 (1) その<u>利用</u>が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その<u>利用</u>が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。 (3) (略) <u>(利用許可)の取消し等</u> 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき は、拠点施設の<u>利用を制限</u>し、若しくは<u>利用許可</u>（第6条の規定による許可をいう。以下同じ。）の条件を変更し、又は<u>利用許可</u>を取り消すことができる。 (1) <u>利用許可</u>を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が当該<u>利用の取消し</u>を申し出たとき。 (2) <u>利用者が利用許可</u>の内容の変更を申し出たとき。 (3) <u>利用者の利用</u>が前条第1号又は第2号に該当するとき。 (4) <u>利用者が利用許可</u>の内容と異なる利用を行い、又は<u>利用許可</u>時に付された条件（この条の規定により<u>利用許可</u>時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件）を遵守しなかったとき。 (5) <u>利用者の利用</u>がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に	<u>2 前項の規定にかかわらず、簡易宿泊施設の運営に係る業務は、町長が行うものとする。</u> <u>(使用)の許可</u> 第6条 拠点施設を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>町長又は指定管理者の許可</u>を受けなければならない。 2 <u>町長又は指定管理者は</u>、前項の許可を行う場合において、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その<u>使用</u>について条件を付することができる。 <u>(使用)の不許可</u> 第7条 <u>町長又は指定管理者は</u>、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の<u>使用</u>を許可しないものとする。 (1) その<u>使用</u>が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) その<u>使用</u>が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。 (3) (略) <u>(使用許可)の取消し等</u> 第8条 <u>町長又は指定管理者は</u>、次の各号のいずれかに該当するとき は、拠点施設の<u>使用を制限</u>し、若しくは<u>使用許可</u>（第6条の規定による許可をいう。以下同じ。）の条件を変更し、又は<u>使用許可</u>を取り消すことができる。 (1) <u>使用許可</u>を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が当該<u>使用の取消し</u>を申し出たとき。 (2) <u>使用者が使用許可</u>の内容の変更を申し出たとき。 (3) <u>使用者の使用</u>が前条第1号又は第2号に該当するとき。 (4) <u>使用者が使用許可</u>の内容と異なる利用を行い、又は<u>使用許可</u>時に付された条件（この条の規定により<u>使用許可</u>時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件）を遵守しなかったとき。 (5) <u>使用者の使用</u>がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に

改正後	改正前
違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。 (6) <u>利用者</u>が偽りの内容により<u>利用申請</u>を行う等不正の手段によって<u>利用許可</u>を受けたとき。 (7) (略) (<u>利用権</u>の譲渡等の禁止) 第9条 <u>利用者</u>は、拠点施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (施設等の変更等の禁止) 第10条 <u>利用者</u>は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長又は指定管理者の承認を受けるときは、この限りでない。 (利用料金) 第11条 <u>利用者</u>は、利用料金を納付しなければならない。 2 <u>利用料金は、別表</u>に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額の範囲内において、<u>あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。</u> 3 (略) 4 指定管理者は、<u>第2項</u>の規定により定められた利用料金について、町民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。 (利用料金の減免)	違反し、又は利用者が<u>町長若しくは</u>指定管理者の指示に従わないとき。 (6) <u>使用者</u>が偽りの内容により<u>使用申請</u>を行う等不正の手段によって<u>使用許可</u>を受けたとき。 (7) (略) (<u>使用権</u>の譲渡等の禁止) 第9条 <u>使用者</u>は、拠点施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (施設等の変更等の禁止) 第10条 <u>使用者</u>は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長又は指定管理者の承認を受けるときは、この限りでない。 (<u>使用料及び利用料金</u>) 第11条 <u>使用者</u>は、<u>使用料又は利用料金</u>を納付しなければならない。 2 <u>使用料は、別表第1</u>に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（次項において「<u>消費税相当額</u>」という。）の範囲内において、<u>町長が規則で定める額とする。</u> 3 <u>利用料金は、別表第2に定める基準額に、消費税相当額を加えた額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。</u> 4 (略) 5 指定管理者は、<u>第3項</u>の規定により定められた利用料金について、町民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。 (<u>使用料及び利用料金の減免</u>) 第12条 <u>町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</u>

改正後	改正前																			
<u>第12条</u> (略) (利用料金の還付) 第13条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付するものとする。 (1) 拠点施設を<u>利用できない</u>ことについて<u>利用者</u>の責めに帰することができない事由があると認められるとき。 (2) <u>利用者</u>が拠点施設を<u>利用する</u>日前の規則で定める日までに、当該<u>利用の取消し</u>又は当該<u>利用許可</u>の内容の変更 (<u>利用料金を減ずること</u>となる変更に限る。)の申出をしたとき。 (3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。 (原状回復の義務) 第14条 (略) 2 <u>利用者は、その利用を終了したとき又は第8条の規定により<u>利用許可</u>が取り消され、若しくは<u>利用の</u>中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</u> (損害賠償の義務) 第15条 指定管理者及び拠点施設を使用する者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。 第16条・第17条 (略) 別表 (第11条関係) <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準額</th></tr><tr><td rowspan="2">簡易宿泊施設</td><td><u>短期宿泊</u></td><td><u>1人1泊につき3,700円</u></td></tr><tr><td><u>長期宿泊</u></td><td><u>1室につき月額36,400円</u></td></tr><tr><td><u>多目的室</u></td><td colspan="2"><u>1,000円 (利用時間が4時間を超える場合は、1,000円に当該</u></td></tr></table>	区分	基準額		簡易宿泊施設	<u>短期宿泊</u>	<u>1人1泊につき3,700円</u>	<u>長期宿泊</u>	<u>1室につき月額36,400円</u>	<u>多目的室</u>	<u>1,000円 (利用時間が4時間を超える場合は、1,000円に当該</u>		<u>2</u> (略) (<u>使用料及び</u>利用料金の還付) 第13条 既に納付された<u>使用料及び</u>利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付するものとする。 (1) 拠点施設を<u>使用できない</u>ことについて<u>使用者</u>の責めに帰することができない事由があると認められるとき。 (2) <u>使用者</u>が拠点施設を<u>使用する</u>日前の規則で定める日までに、当該<u>使用の取消し</u>又は当該<u>使用許可</u>の内容の変更 (<u>使用料を減ずること</u>となる変更に限る。)の申出をしたとき。 (3) その他<u>町長又は</u>指定管理者が特に必要があると認めるとき。 (原状回復の義務) 第14条 (略) 2 <u>使用者は、その使用を終了したとき又は第8条の規定により<u>使用許可</u>が取り消され、若しくは<u>使用の</u>中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、<u>町長又は</u>指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</u> (損害賠償の義務) 第15条 指定管理者及び拠点施設を使用する者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長<u>又は指定管理者</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。 第16条・第17条 (略) 別表<u>第1</u> (第11条関係) <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基準額</th></tr><tr><td rowspan="2">簡易宿泊施設</td><td><u>長期滞在</u></td><td><u>1室につき月額36,400円</u></td></tr><tr><td><u>短期滞在</u></td><td><u>1人1泊につき3,700円</u></td></tr></table> 備考 1 未就学児は、無料とする。	区分	基準額		簡易宿泊施設	<u>長期滞在</u>	<u>1室につき月額36,400円</u>	<u>短期滞在</u>	<u>1人1泊につき3,700円</u>
区分	基準額																			
簡易宿泊施設	<u>短期宿泊</u>	<u>1人1泊につき3,700円</u>																		
	<u>長期宿泊</u>	<u>1室につき月額36,400円</u>																		
<u>多目的室</u>	<u>1,000円 (利用時間が4時間を超える場合は、1,000円に当該</u>																			
区分	基準額																			
簡易宿泊施設	<u>長期滞在</u>	<u>1室につき月額36,400円</u>																		
	<u>短期滞在</u>	<u>1人1泊につき3,700円</u>																		

改正後		改正前	
		2	長期滞在の利用時間は、1 月以上 2 年以内とする。
	超える時間 1 時間までごとに つき 200 円を加算した額)	3	長期滞在の利用時間に 1 月未満の端数があるときは、日割りに よって計算する。
	レクリエーション室		
	体育館		
備考		別表第 2（第 11 条関係）	
		区分	基準額
		多目的室	1, 000 円（利用時間が 4 時間を超える場合は、1, 000 円に当該超える時間 1 時間までごとにつき 200 円を加算した額）
		レクリエーション室	無料
		体育館	1 時間につき 600 円

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長期滞在の利用時間は、1 月以上 2 年以内とする。

■議案第44号 四万十町作屋就業改善センター条例を廃止する条例について

【要旨】

四万十町作屋就業改善センターは、導入企業就労者及び就労希望者の研修並びに地域営農の改善に資することを目的として、昭和52年度に松葉川作屋地区へ整備した施設です。

施設の老朽化に対する修繕を行いながら本施設を維持してきましたが、近年は劣化が激しく簡易な修繕では対応が困難になってきました。地区の一次避難所にも位置づけられていることもあり、本施設の維持に関して協議をしていく中で代替となる施設の整備が計画され、防災機能も有した「松葉川地区基幹集落センター」が整備されることとなりました。「松葉川地区基幹集落センター」は、本施設の近隣に建設し、令和7年4月から運営が開始され、本施設が担っていた機能を全てそちらに移行する予定となっています。

このことを踏まえ、維持管理や安全面を考慮し、建屋本体を令和7年度中に解体する予定としており、当該施設条例を廃止することについて議会の議決を求めるものです。

【内容】

四万十町作屋就業改善センター条例（平成18年四万十町条例第227号）を廃止します。

【施行期日】

令和7年4月1日

【施設概要】

建設年：昭和52年

構造：鉄骨造

延床面積：291.59 m²



■議案第45号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

家地川地域活性化拠点施設は、平成23年に閉校となった旧家地川小学校を活用して、地域住民と都市住民との交流を促進し、持続的な地域の発展に寄与することを目的に設置したものです。

令和7年4月1日より簡易宿泊施設を含めた施設全体の指定管理業務に範囲を広げ、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により指定管理者の候補者として四万十オルモ組合を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町家地川689番地3 家地川地域活性化拠点施設
指定管理者	四万十町家地川689番地3 四万十オルモ組合 会長 榎野 章
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十オルモ組合は野地・家地川の地域住民と当該組合の活動に賛同する者で組織する団体であり、これまでの指定期間中においては、主に当該施設1階部分について指定管理業務を担うとともに、町直営である2階の簡易宿泊施設部分の清掃や宿直などの管理業務を受託してきました。

この間、施設1階部分を集落活動センターとして活用し、地域コンビニの運営や月1回のモーニングの実施、地域等からの弁当の受注などの地域への貢献、及び大学生と地域との交流を図るなど施設の目的に沿った活動を行っており、2月3日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、「地域住民と都市住民との交流を促進」、「持続的な地域の発展に寄与すること」等の観点から総合的に判断し、指定手続条例第5条第1項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町家地川地域活性化拠点施設条例（令和 3 年四万十町条例第 1 号）

（議案第 43 号改正案） 抜粋

（事業）

第 3 条 拠点施設においては、次に掲げる事業を行う。

- （1）拠点施設の利用に関する事業
- （2）地域住民と都市住民との交流に係る情報の発信及び提供に関する事業
- （3）地域住民と都市住民との交流を行うものの支援に関する事業
- （4）地域コミュニティの維持及び強化に関する事業
- （5）簡易宿泊施設の運営に関する事業
- （6）その他持続的な地域の発展に関し町長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に従い、常に善良な管理者の注意をもって拠点施設を管理しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- （1）第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- （2）拠点施設の利用の許可に関する業務
- （3）拠点施設の利用料金の収受に関する業務
- （4）拠点施設の利用の取消し、停止又は制限に関する業務
- （5）拠点施設の施設、附帯設備その他の設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （6）その他拠点施設の管理に関し町長が必要と認める業務

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 町長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共的団体等（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる書類に基づいて、当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

■議案第46号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町ホビー館は、自然豊かな地域資源を活用し、交流人口の促進による地域の活性化を図り、新たな本町の観光拠点として地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的に平成23年4月に設置したものです。

当該施設は、令和2年4月1日から株式会社奇想天外が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により指定管理者の候補者として株式会社奇想天外を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名 称 等	四万十町打井川 1458 番地 1 四万十町ホビー館
指 定 管 理 者	四万十町下呉地字下影野 157 番 3 号 株式会社奇想天外 代表取締役 未定
指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

株式会社奇想天外は、これまでの指定期間中において、基本的な施設の維持管理に加えて、フィギュア等資料の収集や保管、また、展示についても、海洋堂製品に限らず様々な分野の作品を取扱い、企画展示やイベントなども実施しており、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、2月3日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し、指定手続条例第5条第1項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

【根拠法令】

地方自治法 議案第 45 号と同じ

四万十町ホビー館条例（抜粋）

（業務）

第 4 条 ホビー館は、次の業務を行う。

- （１） 造形物及び造形物に関する資料等（以下「フィギュア等」という。）の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- （２） 地域情報等の発信に関すること。
- （３） 施設の利用等に関すること。
- （４） 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務（指定管理者が行う業務の範囲）

第 5 条 町長は、ホビー館の業務を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続により行うものとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲は、前条に掲げるとおりとする。ただし、町長のみの権限に属する業務は除く。

4・5 （略）

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 議案第 45 号と同じ

■議案第47号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町打井川地域づくりセンターは、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等による地域活性化を図ることを目的に平成23年4月に設置したものです。

当該施設は、令和2年4月1日から四万十町打井川地区会が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号。以下「指定手続条例」といいます。）第5条の規定により指定管理者の候補者として四万十町打井川地区会を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町打井川 1467 番地 1 四万十町打井川地域づくりセンター
指 定 管 理 者	四万十町打井川 1467 番地 1 四万十町打井川地区会 会長 佐々木 通
指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 5年間

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町打井川地区会は、打井川地域の3地区で組織する地区会であり、これまでの指定期間中においては、ホビー館の来場者向けの特産品や加工品の販売、地域内外向けの仕出し作り等に取り組んでおり、安定的な管理運営が実施されていることから、2月3日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において、当該施設の設置目的に沿った事業効果を最大限に発揮できるものと判断し、指定手続条例第5条第1項の規定により公募によらず同候補者を選定したものです。

【根拠法令】

地方自治法 議案第 45 号と同じ

四万十町打井川地域づくりセンター条例（平成 22 年四万十町条例第 22 号）抜粋

（管理運営）

第 3 条 町長は、センターの管理及び運営を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続により行うものとする。

（業務）

第 4 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 農林水産物及び特産品の販売に関すること。
- （2） 農林産物の加工に関すること。
- （3） 都市、農村交流に関すること。
- （4） 地域情報等の提供に関すること。
- （5） センターの利用に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 前条に規定する業務
- （2） センター利用の許可に関する業務
- （3） センターの利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関する業務
- （4） センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 議案第 45 号と同じ